

契約書等の内容変更について

総合事業の開始に伴い、契約書等の文言変更が必要となります。

○ 総合事業によるサービスの提供に当たっては、必ず現行の契約書、重要事項説明書、定款及び運営規程等を読み直し、文言を確認してください。

通常、現行の契約書等は介護予防給付に係る内容となっており、総合事業のサービスに係るものであることが文面から読み取れないことが考えられます。その場合、文言の変更が必要になります。

◆契約書について

契約を締結している場合は、改めて契約を締結するか、読み替え規定等を示した変更契約書を取り交わしてください。

◆重要事項説明書について

総合事業用の重要事項説明書により、改めて説明を行い、同意を得るようにしてください。

なお、変更点を記した文書を作成して同意を得る方法でも差し支えありません。

◆定款及び運営規程について

総合事業のサービスを提供できる内容になっているか、再度御確認ください。

【文言の変更例】

変更前	変更後
介護予防訪問介護	訪問型サービス(第1号訪問事業)
介護予防通所介護	通所型サービス(第1号通所事業)
介護予防サービス計画	介護予防ケアマネジメント

◆注意事項

※ 上表はあくまでも例であり、契約書等の文言を限定するものではありません。また、各事業所の変更内容について、市は責任を負うことはできません。

※ 平成30年3月31日までは、介護予防給付を受ける被保険者が存在する可能性がありますので、各書面には事業内容を併記しておくことが望ましいと考えます。

(例) 介護予防訪問介護 → 介護予防訪問介護及び訪問型サービス(第1号訪問事業)

※ 医療法人、社会福祉法人等は、それぞれ所管部署へ確認が必要です。

※ みなし指定を受けている事業者については、総合事業開始時に定款及び運営規程の提出を求めることはありませんが、関係法規等に基づいて適宜変更をしておいてください。